

お知らせ

**森林土木工事及び調査等業務に係る円滑な発注や施工体制の確保に向けた取組**

北海道森林管理局では、森林土木工事及び調査等業務を迅速かつ着実に実施するため、以下のとおり円滑な発注及び施工体制の確保に向けた取組を進めています。

なお、詳細については、該当するそれぞれの入札公告及び入札説明書等で確認願います。

**○ 森林土木工事及び調査等業務共通**

**1. 発注見通しの速やかな公表の徹底**

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律等に基づく入札及び契約に関する情報等の公表について（平成13年4月27日付け大臣官房経理課長通知）等の定めるところにより、予算成立後速やかに公表することを徹底します。

また、受注者側の人材の早期確保及び資材調達への配慮、工事着工等までの十分な期間の確保、不稼働日等を踏まえた適切な工期等設定に資することで、入札不調・不落を回避する観点から、予算成立前には、契約締結については、予算が成立し示達がなされることを条件とした「発注予定情報」を適宜公表してまいります。

**2. 施工時期等の平準化**

施工時期等の平準化を図るため、早期発注に努めてまいります。

**3. 総合評価落札方式に係る評価基準の取扱い**

昨今の新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、令和2年は、各種講習会、研修会等の中止等がなされ、技術者等の継続教育（CPD）に取り組む機会が例年よりも減少したところです。

この状況をかんがみ、令和3年4月1日から令和4年3月31日までに入札公告を行う工事・業務における総合評価落札方式の評価基準は、以下のとおり設定します。

**（1）森林土木工事**

評価項目の「継続教育（CPD）の取組状況」において、「前年度」の代わりに「過去2年度間」と設定します。

**（2）調査等業務**

評価項目の「技術者の継続教育」において、「前年度」の代わりに「過去2年度間」と設定します。

#### 4. 情報共有システムの試行

森林土木工事及び調査等業務における受発注者間のコミュニケーションの円滑化、受発注者の事務負担の軽減等を目的として、受注者側に情報共有システム活用の要望がある場合については、積極的に活用するよう試行することとし公告しています。

【平成31年4月1日以降の公告から適用済】

### ○ 調査等業務

#### 1. 森林土木工事に係る調査等業務

北海道森林管理局管内の森林管理署等が発注した「災害復旧調査等業務」の受注実績がある場合、総合評価落札方式の入札時に技術評価点1点を加点します。

【令和2年3月1日以降の公告から適用済】

### ○ 森林土木工事

#### 1. 総合評価落札方式（同時提出型）の試行に関する公告期間等の見直し

総合評価落札方式（同時提出型）の試行の対象となる工事については、公告期間を見直し、「短縮」。【平成31年3月1日以降公告から適用済】

詳細は、令和2年7月9日公表資料をご覧ください。

<http://www.rinya.maff.go.jp/hokkaido/apply/publicsale/attach/pdf/index-13.pdf>

#### 2. 簡易型総合評価落札方式「簡易型（省略）」適用の見直し

簡易型総合評価落札方式により実施する森林工事であって、比較的難易度が低いもののうち、次のいずれかに該当する場合は、技術提案（簡易な施工計画）の評価を省略した「簡易型（省略）」により公告してまいります。

(1) 予定価格が1億円未満の工事

(2) 継続の事業箇所で既施工箇所と施工内容が類似する等、特に技術提案を求める必要がないと認められる工事

【令和3年3月1日以降の公告から適用予定】

#### 3. 入札時における提出書類の簡素化

森林土木工事の一般競争入札に参加申請される際の事務負担軽減のため、提出書類の簡素化を図ってまいります。【令和2年12月1日以降の公告から適用済】

詳細は、令和2年11月16日公表資料をご覧ください。

<http://www.rinya.maff.go.jp/hokkaido/apply/publicsale/attach/pdf/index-18.pdf>

#### 4. 競争参加資格「元請けとしての実績」の緩和

これまで治山、林道事業別に定めていた同種工事の実績要件を「森林土木工事」に一本化します。【令和元年11月1日以降の公告から適用済】

5. 競争参加資格「主任（監理）技術者の実績」の緩和  
これまで治山、林道事業別に定めていた同種工事の実績要件を「森林土木工事」に一本化します。【令和元年11月1日以降の公告から適用済】
6. 競争参加資格「主任（監理）技術者の資格」の緩和  
主任（監理）技術者の下で行った「工程管理」、「出来形管理」、「品質管理」及び「安全管理」のうち、いずれか2以上の職務の実績がある場合、「1（又は2）級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者」のうち、「同等以上の資格を有する者」とみなします。【令和2年3月1日以降の公告から適用済】
7. 主任技術者の専任に係る取扱いの緩和  
工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が直線距離で10km程度又は移動時間60分程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、建設業法施行令第27条第2項により、同一の専任の主任技術者がこれらの建設工事を管理することができます。  
なお、この場合において、同一の主任技術者が管理することができる工事の数は、専任が必要な工事を含む場合は、原則2件程度とします。ただし、監理技術者には適用しません。【令和元年11月1日以降の公告から適用済】
8. 監理技術者の専任義務の緩和に係る要件  
監理技術者の行うべき建設業法第26条の4第1項に規定する職務を補佐する者として、当該建設工事に関し建設業法第15条第2号イ、ロ又はハに該当する者に準ずる者として別途示す知識及び能力を有すると認められる者を当該工事現場に専任で置くときの監理技術者「特例監理技術者」は、専任でなともよい取扱いとします。  
【令和2年10月20日以降の公告から適用済】  
詳細は、令和2年10月20日公表資料をご覧ください。  
<http://www.rinya.maff.go.jp/hokkaido/apply/publicsale/attach/pdf/index-17.pdf>
9. 林道新設工事に係る支障木及び治山山腹工事における倒木処理に関する積算手法の見直し  
これまでの歩掛による積算手法を見直し、林業事業体から見積もりを取得する積算手法に変更しました。【令和元年10月1日以降の公告から適用済】
10. 石材（碎石、砂利、玉石等）、生コンクリートの調達  
設計図書へ調達条件の明示を徹底するとともに、契約後に当初の調達条件によりがたいことが判明した場合、受注者は、購入費用や輸送費用など調達の実態を反映するよう設計変更の協議を行うことができます。  
【令和元年10月1日以降の公告から適用済】

11. 工事現場等における遠隔臨場の試行

監督職員等が工事現場で行う段階確認、材料検査、立会等について、受発注者の業務効率化を図るため、ウェアラブルカメラ等による映像と音声の双方向通信を使用し  
て行う遠隔臨場を試行してまいります。

【対象工事等について検討中】

12. 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の徹底

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を徹底するとともに、当該対策に係る費用を上乗せするなど柔軟に契約変更を行うものとするほか、一時中止等の希望があれば工期延長を行うなど必要な措置を適切に実施してまいります。

【令和2年6月1日以降の公告から適用済】

13. 路体強化工（林道の路体を維持強化する工事）の緩和等

上記のほか、以下の緩和等を行っています。

項目	対策前	対策後
競争参加資格 （工事等級等）	・ 土木一式工事に係るC又はD等級の認定 ・ 建設工事（とび・土工・コンクリート工事）に登録	・ 土木一式工事に係るB、C又はD等級の認定 ・ 建設工事（とび・土工・コンクリート工事）に登録
工事特別仕様書 （除草）	・ 刈高は、地際	・ 刈高は、地際から30cm以下
工事成績評定	・ 対象外	・ 対象外
難工事	・ 対象外	・ 発注者が指定できる

【令和2年4月1日以降の公告から適用済】

問い合わせ先

総務企画部	経理課	専門官（契約適正化）	電話	011-622-5214
計画保全部	治山課	課長補佐	電話	011-622-5246
森林整備部	森林整備第二課	課長補佐	電話	011-622-5219